

環境省の熱中症特別警戒アラートや江戸川区版熱中症 特別警戒情報が発表された場合の対応方針

江戸川区では、熱中症特別警戒アラート運用期間中における『①熱中症特別警戒アラートの発表』または『②東京都の「東京暑さマップ」上で区内のいずれかの地点における翌日の日最高暑さ指数が 35 以上（「江戸川区版熱中症特別警戒情報」』に該当した場合の対応について、基本的な考え方をまとめました。

○区主催の行事・イベント

原則、中止・延期とする。

○区共催・後援、または地域主催の行事・イベント

原則、中止・延期を要請する。

○施設利用

原則、貸出・一般公開（一般開放）を中止する。

また、えどがわひと涼み処（クーリングシェルター）として開放する。

○保育園、幼稚園、小中学校等

原則、臨時休園・休校、または休園を要請する。

○区関連工事等の屋外作業

原則、区発注工事や委託業務で屋外作業を伴うものは中止・延期とする。

※今後の気候変動の状況をふまえ、適宜見直しを行う